

災害時における多摩市と多摩市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

多摩市（以下「甲」という）と社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「乙」という）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合において、多摩市地域防災計画に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力内容）

第3条 甲が、災害発生時に乙に協力依頼するボランティア活動（以下「活動」という。）の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 災害時における甲が行う救助・救助活動の実施への協力に関する事項
- 避難所内における避難者の世話・業務の協力に関する事項
- 避難者に対する炊き出し及び救助物資の配分等に関する事項
- その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

（協力依頼）

第4条 甲及び乙は、多摩市内に災害が発生し、次の各号に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を依頼することができる。

乙は、災害時の効果的な活動を推進するため、緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター（以下「センター」という）を設置する。

甲と乙は、連携・協力しながらセンターの設置・運営につき必要な業務を実施する。

甲はセンターの設置・運営に必要な備品を貸与する。

被災者の避難先及び被災状況の情報を相互に提供する。

その他前各号に定めのない事項で、相互が必要と認めた事項とする。

2 甲が乙にセンターの設置を依頼する場合は、災害ボランティアセンター設置協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、日時、場所、内容等を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害ボランティアセンター設置協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、センターを設置したときは、災害ボランティアセンター設置通知書（第2号様式）により甲に報告する。

（協力の実施）

第5条 前条の規定による協力依頼を受けたときは、甲及び乙は、その緊急性に鑑み可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

(活動拠点)

第6条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等活動は乙の所在地を拠点とするものとする。

2 災害の規模により、乙の所在地を拠点とした活動が困難な場合には、甲は活動拠点を確保するものとする。

(ボランティアの養成・受入れ・派遣等)

第7条 乙は平常時よりボランティアの研修・講習会等を行い、ボランティアの受入れ、派遣等、非常時に備え態勢づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

(関係機関との協力)

第8条 乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(防災訓練等への協力)

第9条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

(費用負担)

第10条 乙が甲の協力依頼により活動の実施にあたって支出した費用のうち、甲が認められたものは、活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

(請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害補償)

第12条 甲の協力依頼に基づいて行った活動により生じた損害の補償は、別に加入するボランティア保険での対応とする。

2 前項に規定するボランティア保険の保険料は、甲が負担するものとする。

(報告)

第13条 乙は、活動が終了したときは、速やかにその活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書(第3号様式)により甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 2 2 年 4 月 1 日

甲 東京都多摩市関戸六丁目 1 2 番地 1
東京都多摩市
代表者 市長 渡 辺 幸 子

乙 東京都多摩市南野三丁目 1 5 番地 1
社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
代表者 会長 中 嶋 理

第1号様式(第4条関係)

多 第 号
平成 年 月 日

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
会長 殿

多摩市長

災害ボランティアセンター設置協力依頼書

「災害時における多摩市と多摩市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター設置に対する協力について、下記のとおり依頼します。

記

設置日時	平成 年 月 日 時から
設置場所	
活動内容	
その他	

連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

多摩市長 殿

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
会長

災害ボランティアセンター設置通知書

「災害時における多摩市と多摩市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを、下記のとおり設置したことを通知します。

記

設 置 日 時	平成 年 月 日 時から
設 置 場 所	
活 動 内 容	
そ の 他	

連絡先：

担当

電話

第3号様式(第13条関係)

平成 年 月 日

多摩市長 殿

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
会長

災害ボランティアセンター活動状況報告書

「災害時における多摩市と多摩市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、
災害ボランティアセンター活動状況を、下記のとおり報告します。

記

設 置 日 時	平成 年 月 日 平成 年 月 日	時から 時まで
設 置 場 所		
活 動 内 容		
そ の 他		

連絡先：

担当

電話